

○ 具体的には、以下のとおりです。

総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額	地方税法第313条第1項	+	特例適用利子等	外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第2項
+			+	
土地等に係る事業所得等の金額	地方税法附則第33条の3第5項		特例適用配当等	外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項
+			+	
長期譲渡所得の金額	地方税法附則第34条第4項		条約適用利子等	租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律第3条の2の2第10項
+			+	
短期譲渡所得の金額	地方税法附則第35条第5項		条約適用配当等	租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律第3条の2の2第12項
+				
先物取引に係る雑所得等の金額	地方税法附則第35条の4第4項			